第明治三十五種郵便物認可

平成２３年（フ）第１８８号
愛知県豊橋市瓦町38番地の１
債務者　彦坂　藤男
１　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　正純
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午前10時35分
５　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２０６号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島103－２、住民票上の住所佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2448番地４
債務者　八田　保成
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　半田　　望
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４１号
北海道北見市寿町４丁目４番18号　ソピア20－Ａ号
債務者　村上　千智
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第５９４号
さいたま市見沼区深作３丁目44番地５
債務者　細貝　浩子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１２号
埼玉県新座市東１丁目３番14号　ラ・フォーレ志木102号室
債務者　齊藤　芳昭
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４７号
埼玉県川口市本蓮３－10－３東本郷住宅１－203、住民票上の住所さいたま市南区大字大谷口1816番地
債務者　野口　文好
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９１９号
さいたま市岩槻区大字長宮198番地１
債務者　岡崎美恵子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９５４号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1553番地12－202号室、旧住所さいたま市見沼区大字東新井494番地１
債務者　森田　哲行
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９６２号
埼玉県北本市大字北本宿218番地16
債務者　普久原エイコこと　ピサニ　ナタリア　エイコ　フクハラ
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９６６号
さいたま市浦和区本太１丁目15番16号　第三丸岩荘６号室
債務者　吉野三枝子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０００号
埼玉県北本市緑２丁目227番地１　ドルフ北本Ｃ－202、申立時の住所埼玉県北本市北本４丁目271番地11
債務者　小西　和代
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５５号
さいたま市緑区東浦和３丁目12番地15　ニューエルデム仲田101
債務者　平野　洋子（旧姓橋本）
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５８号
埼玉県川口市元郷１丁目32番18－205号　ベルエア第一川口
債務者　渡邉　五月（旧姓本田）
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６１号
埼玉県上尾市大字小敷谷1012番地１　エムロードマンション206、旧住所埼玉県狭山市広瀬東４丁目16番40号
債務者　鈴木美津子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
埼玉県川越市大字並木101番地１あすなろマンション301号室
債務者　長島　直人
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３８号
埼玉県富士見市上沢２丁目１番32号
債務者　鈴木　洋子
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部